

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成23年10月11日福警備第2905号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成23年5月8日、同年6月11日、同年9月11日及び同月19日に福岡市内で開催されたデモ、集会等に係る警備実施の計画（以下「警備計画」という。）である。

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書のうち、文書作成日、警備情勢及び警備体制等の警備実施に関する情報については、条例第7条第1項第6号（捜査等情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書を開示するよう求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成23年9月26日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年10月11日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成23年10月29日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件非開示理由につき納得できない。

(2) 情報公開請求をした理由は、本来憲法21条で保障された、表現を自由に表すデモンストレーションについて、警察が不法、違法にデモ行進を規制し

たことに対して、県民が県警の逸脱行為を点検する行為の一環として当日の警備情報を求めたものである。

例えば、警備方針というところが黒塗りにされているが、警備方針がどういう目的で行われているのか、つまり、暴力行為を取り締まるのか、県の政策に反対するデモそのものもおかしいということで取り締まるのかということが明らかにならないと、当日の警察行動の意図が県民に理解されない。また、何人のデモに対して何百人の警察が動員されたのかについては、県警察、県に対して、県民がチェックする大きなモチーフとなる。

指揮体制、警備体制についても同様で、黒塗りされたことについては遺憾である。

- (3) 条例第7条第1項第6号は、公にしないメリット及び公にしないデメリットについて、詳しい説明がない。したがって、実施機関の裁量に委ねられているので、それが非常に問題を由々しきものになっている根源である。
- (4) 条例第7条第1項第6号が、基本的にデモ行進や集団示威行為を行い、表現の自由を行使する団体、国民、県民に対して、あたかもそれが犯罪行為を助長、幫助するかのようなものとしてとらえているということについては、非常に不安と怒りを感じる。

不法行為を敢行しようとする勢力等が、これに応じた措置を講じるなどに見なされていることについては、情報公開制度そのものに逆行する考え方であり、かつ県警察や県が個人の権利や憲法13条を含めた諸権利を制圧していることの証明であると考えられる。

- (5) 処分庁の処分理由の内容は、とにかく公開しないということを前提にして、その理由らしきものを述べている。

情報を県民に開示すれば、アルカイダか何かのテロリスト集団にそれが知られ、将来における不法行為が容易となるというような形で書かれている。具体的にどういった不法行為が行われて、県民の生命、身体、財産を脅かし、公共の安全を著しく阻害するようなことが実際にあったのか、具体的な事例については、理由説明書を見ても何も書かれていない。具体性は何らないのに、抽象的、一般的に不法行為が誘発されるということを前提に、一切の情報について非開示にされている。情報を公開することによって、いかなる不都合があったのかということは、何ら明らかにされていない。こういう理由説明書でもって情報を公開しないということは、基本的に情報公開条例の制度趣旨に反する。

県民が県政に参画する権利を保障されるという意味合いにおいて、情報公開は絶対に必要であるし、例外があったとしても、例外の根拠、なぜ例外的に黒塗りにしたのかについては、県民が納得し得るような理由を同時に提供し

ないと、情報公開そのものの没却になる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第6号該当性について

条例第7条第1項第6号は、公にすることにより犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となり、県民の基本的利益を擁護することができなくなるおそれのある情報を非開示とすることを定めたもので、テロ等を含め、各種の不法行為からの人の生命、身体、財産等への不法な侵害など、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報も本号に含まれる。

ア 文書作成日

警備実施等の体制を構築した時期及びその期間に関する情報が記載されており、公にすることにより、実施機関が体制を構築した時期・期間等の対処能力が判明することとなり、不法行為を敢行しようとする勢力（以下「対象勢力」という。）が、これに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

イ 警備情勢

警備実施をめぐる各種情勢の項目は、警備実施等を行うに当たって収集すべき情報の着眼点であり、その内容は情勢の把握能力（事前の情報収集能力）を反映する重要なものである。

したがって、これを公にすれば、情報収集活動上の具体的なポイント等の対処能力が判明することとなり、対象勢力が各種活動を潜在化、巧妙化させるなど、これに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

ウ 警備体制

警備体制は、警備実施等に従事する人数及び配置に関する情報を含んでおり、これを公にすれば、いかなる事案にどの程度の警察力を動員し、部隊を配置するかなどの実施機関の対処能力が明らかとなり、対象勢力がこれに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

エ 警備方針

警備方針は、個々具体的な方針については、公にすることにより、実施機関の対処方針が明らかとなり、対象勢力が実施機関の方針の目をかいくぐるため、各種活動を潜在化、巧妙化させるなど、これに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

オ 指揮体制

指揮体制は、警備実施等の長に関する情報であり、これを公にすれば、いかなる事案に対して誰が長となり、どの程度の警察力を動員して警備実施等を行うかなどの実施機関の対処能力が明らかとなり、対象勢力がこれに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

カ 通信系統（無線系統）

通信系統（無線系統）は、実施機関の使用する無線系統数が判明することにより、警備体制が判明し、また、使用する無線コード等が判明することにより、盗聴等のおそれがあり、警察活動に支障を及ぼすとともに、対象勢力がこれらに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

キ 警備部隊運用及び部隊配置状況

警備部隊運用及び部隊配置状況は、公にすることにより、部隊の運用手法、任務及び配置状況等が判明し、対象勢力が部隊配置の脆弱箇所などを研究・分析し、これに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

ク その他の部分

その他の部分についても、実施機関の入手した情報の分析能力に関する情報、警備体制の規模等の対応能力が明らかとなる内容であることから、警備実施等に支障を及ぼすとともに、対象勢力がこれらに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

また、過去においても、対象勢力等は、実施機関の対処能力を研究・分析した上で、様々な不法行為等を敢行し、県民の生命、身体、財産を脅かし、公共の安全を著しく阻害している。

よって、これらの情報を公にすることにより、対象勢力等が将来において当該情報に基づいて、さらに研究、分析を行い、各種活動を潜在化、巧妙化し、実施機関における情報収集を困難にさせ、あるいは、警備実施に応じた対抗措置を講じることによって、将来の警備実施業務に支障を来すことになり、ひいては、実施機関の責務である公共の安全と秩序の維持が保てず、県民の基本的利益を擁護することができなくなるおそれがあることから、条例第7条第1項第6号に該当するとして非開示としたものである。

6 審査会の判断

(1) 警備計画について

警察は、個人の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を

維持するため治安警備を実施している。

警察は、治安警備実施に当たって、具体的な方針、態勢、措置等の必要事項を定めた警備計画に基づき、情報収集、広報、検問、実力規制、現行犯逮捕その他の所要の措置を講じて、治安を維持している。

(2) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定に基づき、中央警察署長及び博多警察署長から道路使用を許可されたデモ、集会等に関し、参加者の安全の確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止等を図ることを目的に警備を実施するに当たって、実施機関が作成した次の公文書である。

ア 5. 8脱・原発サウンドデモ及び在特会、震災復興広報街宣に伴う警備計画（平成23年5月8日実施分）

イ 脱・原発サウンドデモ及び在特会情宣に伴う警備計画（平成23年6月11日実施分）

ウ 脱・原発サウンドデモ及び在特会情宣等に伴う警備計画（平成23年9月11日実施分）

エ 9. 19全国と連携、さよなら原発福岡県集会及び日本原子力学会2011秋の大会警備計画（平成23年9月19日実施分）

本件公文書に記載されている情報のうち、実施機関が条例第7条第1項第6号に該当するとして非開示とした部分は、別表のとおりである。

(3) 条例第7条第1項第6号該当性について

条例第7条第1項第6号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示とすることを定めたものである。

その趣旨は、本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することが適当であるというものである。

ア 文書作成日について

文書作成日は、実施機関が、警備の対象となったデモ、集会等について、警備実施のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報であり、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、実施機関の対応能力が明らかに

なることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後これを研究分析した上で、対抗措置を講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

イ 「警備情勢」の欄について

「警備情勢」の欄には、警備実施上の着眼点が具体的かつ詳細に記載されており、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、実施機関の情報関心、情報収集能力、分析能力などが明らかになることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの対抗措置を講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

ウ 「警備体制」の欄について

「警備体制」の欄には、警備実施上の役割分担や人員配置が具体的かつ詳細に記載されており、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、警備実施の対象となったデモ、集会等に対して実施機関が動員した警察職員の数や配置、任務などが明らかになることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後これを研究分析した上で、対抗措置を講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

エ 「警備方針」の欄について

「警備方針」の欄のうち、実施機関が非開示とした部分には、警備実施の対象となった個々のデモ、集会等に対する具体的な対処方針が記載されており、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、実施機関の具体的な対処方針が明らかになることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの対抗措置を講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

オ 「指揮体制」の欄について

「指揮体制」の欄には、警備実施の長に関する情報及び警備本部の開設日時が記載されており、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、いかなる事案に対して誰が長になり、どの程度の警察力を動員して警備実施を行うかなどの実施機関の対処能力が明らかになることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後これを研究分析した上で、対抗措置を

講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

なお、「指揮体制」の欄に記載された情報のうち、一部の警備実施の長に関する情報については開示されている。

そこで、当審査会において実施機関に確認したところ、公安委員会ホームページに掲載した公安委員会定例会への報告事項に、開示した部分が含まれていたため開示したとのことであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

カ 「通信系統（無線系統）」の欄について

「通信系統（無線系統）」の欄には、実施機関が警備を実施するに当たって使用する無線系統数や具体的な無線コードが記載されており、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、実施機関が使用する無線系統数や具体的な無線コードが明らかになり、これを盗聴することが可能になることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後盗聴した内容を研究分析した上で、対抗措置を講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

キ 「警備部隊運用」の欄について

「警備部隊運用」の欄には、警備部隊の配置、突発事案対策の手法、装備資器材などが具体的に記載されており、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、部隊の運用手法、任務及び配置状況などが明らかになることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後これを研究分析した上で、対抗措置を講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

ク その他の部分について

その他の部分のうち、実施機関が非開示とした部分には、実施機関が警備の対象となったデモ、集会等について警備計画を作成するに当たって、道路使用許可の申請者以外から入手した情報及びこれらの情報に基づいて実施機関が行った判断が記載されており、これを公にすることにより、仮に当該情報がテロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等の手に渡ることとなると、実施機関の情報収集能力や分析能力が明らかになることから、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする勢力等が今後これを研究分析した上で、対抗措置を講じることが可能になり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が、本件公文書のうち、非開示部分を公にすること

により、将来の警備実施業務に支障を来すことになり、ひいては、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、合理性があると認められるので、実施機関が同号に該当するとした判断には、相当な理由があると認められる。

以上のことから、本件公文書の非開示部分は、条例第7条第1項第6号に該当し、実施機関の決定は、妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

実施機関が条例第7条第1項第6号を適用し、非開示とした情報

本件公文書の件名	非開示部分
5. 8 脱・原発サウンドデモ及び在特会、震災復興広報街宣に伴う警備計画(平成23年5月8日実施分)	<p>文書作成日</p> <p>「警備体制」の欄</p> <p>「脱・原発サウンドデモ in 福岡」の欄中、「デモ」の項を除く部分。同欄の「デモ」の項「参加」の項中、項名を除く部分</p> <p>「震災復興広報街宣・ピラ配布」の欄「日時」の項中、項名、月日及び曜日を除く部分並びに「参加者」の項中、項名を除く部分</p> <p>「関係地図」中、デモ及び情宣活動に係る記載部分のうち、デモ及び情宣活動の名称、デモの開始及び終了時刻並びに情宣活動の申請箇所を除く部分</p>
脱・原発サウンドデモ及び在特会情宣に伴う警備計画(平成23年6月11日実施分)	<p>文書作成日</p> <p>「警備体制」の欄</p> <p>「警備方針」の欄中、1行目の部分</p> <p>「指揮体制」の欄中、警備本部の名称を除く部分</p> <p>「通信系統」の欄</p> <p>「デモ」の欄「日時」の項中、項名、月日及び曜日並びにデモの開始及び終了時刻を除く部分。同欄「場所」の項「デモ」の項中、項名、デモのコース、距離及び使用車両台数を除く部分。同欄「参加者」の項中、項名を除く部分</p> <p>「情宣」の欄「日時」の項中、月日及び曜日を除く部分。同欄「参加者」の項中、項名を除く部分</p> <p>「指揮命令系統図」の欄</p>
脱・原発サウンドデモ及び在特会情宣等に伴う警備計画(平成23年9月11日実施分)	<p>文書作成日</p> <p>「警備体制」の欄</p> <p>「警備方針」の欄中、1行目の部分</p> <p>「指揮体制」の欄中、項名並びに警備本部の名称及び警備本部の警備実施等の長の職名を除く部分</p> <p>「通信系統」の欄</p> <p>「デモ」の欄「日時」の項中、項名、月日及び曜日並びにデモの開始及び終了時刻を除く部分。同欄「場所」の項「デモ」の項中、項名、デモのコース、距離及び使用車両台数を除く部分。同欄「参加者」の項中、項名を除く部分</p> <p>「情宣等」の欄中、上欄を除く記載部分</p> <p>「情宣等」の欄中上欄「日時」の項中、項名、月日及び曜日並びに「参加者」の項中、項名を除く部分</p> <p>「関係地図」</p>
9. 19 全国と連携、さよなら原発福岡県集会及び日本原子力学会2011秋の大会警備計画(平成23年9月19日実施分)	<p>文書作成日</p> <p>「警備情勢」の欄</p> <p>「警備体制」の欄</p> <p>「警備方針」の欄中、1行目の部分</p> <p>「指揮体制」の欄</p> <p>「無線系統」の欄</p> <p>「警備部隊運用」の欄</p> <p>「集会デモ概要」の欄「関係団体」の項中、項名及び関係団体名を除く部分。同欄「日時」の項中、項名、年月日、曜日及びデモの開始時刻を除く部分。同欄4行目の項中、「参加人員」を除く部分</p> <p>「関係箇所周辺図」のうち、「さよなら原発福岡県集会 デモ・周辺図」中、集会周辺図及び「北九州国際会議場周辺図」部分</p>